

2月16日(月)から

税の確定申告へ申告はお早めに!

町県民税と所得税の申告時期が、近づいてきました。税務課では、別表の日程で申告相談を行います。次のことに注意して、正しく早めに申告をお願いします。

申告時に持参するもの

▼印鑑

▼平成15年中の所得がわかるもの（源泉徴収票・公的年金等支払報告書など）

▼社会保険料控除・生命保険料控除及び損害保険料控除を受けようとする方は、領収書又は支払証明書

▼農協共済に加入されている場合、必ず共済掛金払込証明書を持参してください。

▼医療費控除を受けようとする方は、平成15年中に支払った医療費の領収書類など

▼税務署から送付された申告書類など

町県民税

申告が必要な方

今年1月1日現在、町内に

住所を有し、昨年中に次の項目に該当する方は、3月15日（月）までに申告をしなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした方は除きます。

- ▼営業・農業・その他事業を営んでいる方
- ▼日雇・大工・パート収入のあつた方
- ▼地代や家賃、配当等の収入があつた方
- ▼給与所得者で、主たる給与以外の所得が20万円以下の方
- ▼厚生年金や国民年金などから年金を受給している方
- ▼國保加入者も必ず申告を* 国民健康保険に加入している方は、前年中の所得の申告が必要です。前年中まったく所得のなかつた方も必ず申告を行つてください。申告のない場合は国保税の軽減措置の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

申告した所得は

申告によって決定された所得は、次の申請などのためにならなければなりません。

必要な所得証明、課税・納税証明の基礎となり、資格判定の大切な資料となります。

- (1)児童手当や老人医療を受けるとき
- (2)老齢・障害福祉年金の支給

- (3)保育所の入所申請をすると
- (4)奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- (5)公営住宅を申し込むとき
- (6)金融機関などから融資などを受けるとき

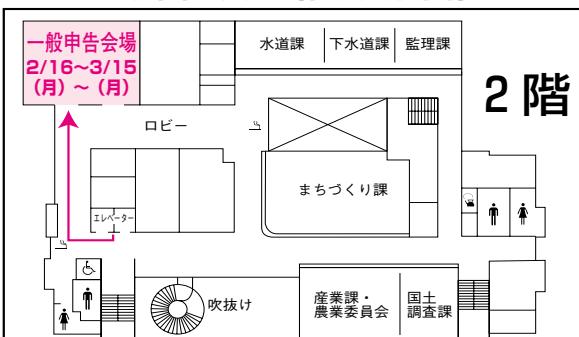
- (1)所得税は、平成15年中に生じた所得とこれに対する税額を、納税者自らが計算し、納税するという自主申告納税制度を採用しています。正しく早めに申告と納税を行つてください。
- (2)各地区の公民館又は集会所でも申告相談を3ページの別表の日程で行います。

申告は集会所でも

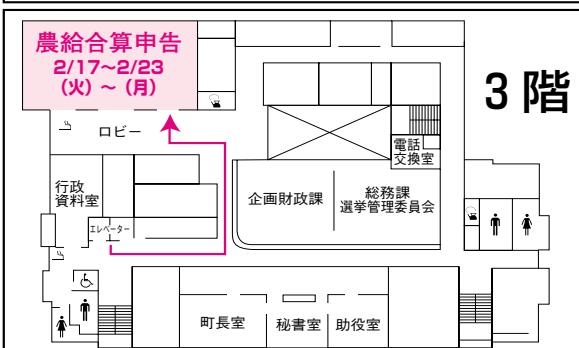
各地区の公民館又は集会所でも申告相談を3ページの別表の日程で行います。

所得税

2階



3階



税務署での確定申告相談

下記の日程で確定申告相談を行います。どなたでも、お気軽にご利用ください。今年は、2月中の日曜日（22日、29日）も受け付けています。

場所	期間	会場名
松山税務署	2月16日(月) ～3月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く) ※2月22日(日)、29日(日) は実施	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎

受付時間 9時～11時、13時～16時

相談内容 所得税、消費税・地方消費税、贈与税の申告書類などの作成

持参資料

- ①申告書（税務署から送付された申告書をお持ちの方のみ）
- ②源泉徴収票
- ③印鑑、筆記用具、電卓
- ④所得計算に必要な書類
- ⑤医療費の領収書（医療費控除を受けようとする方）
- ⑥支払保険料の証明書
- ⑦還付金の受取口座の通帳など

問い合わせ 松山税務署 個人課税部門 ☎941-9121